

ご遺族のための手続きガイド

おくやみハンドブック

このたびは謹んでおくやみ申し上げます

おくやみに関連したさまざまなお手続きをご案内いたします

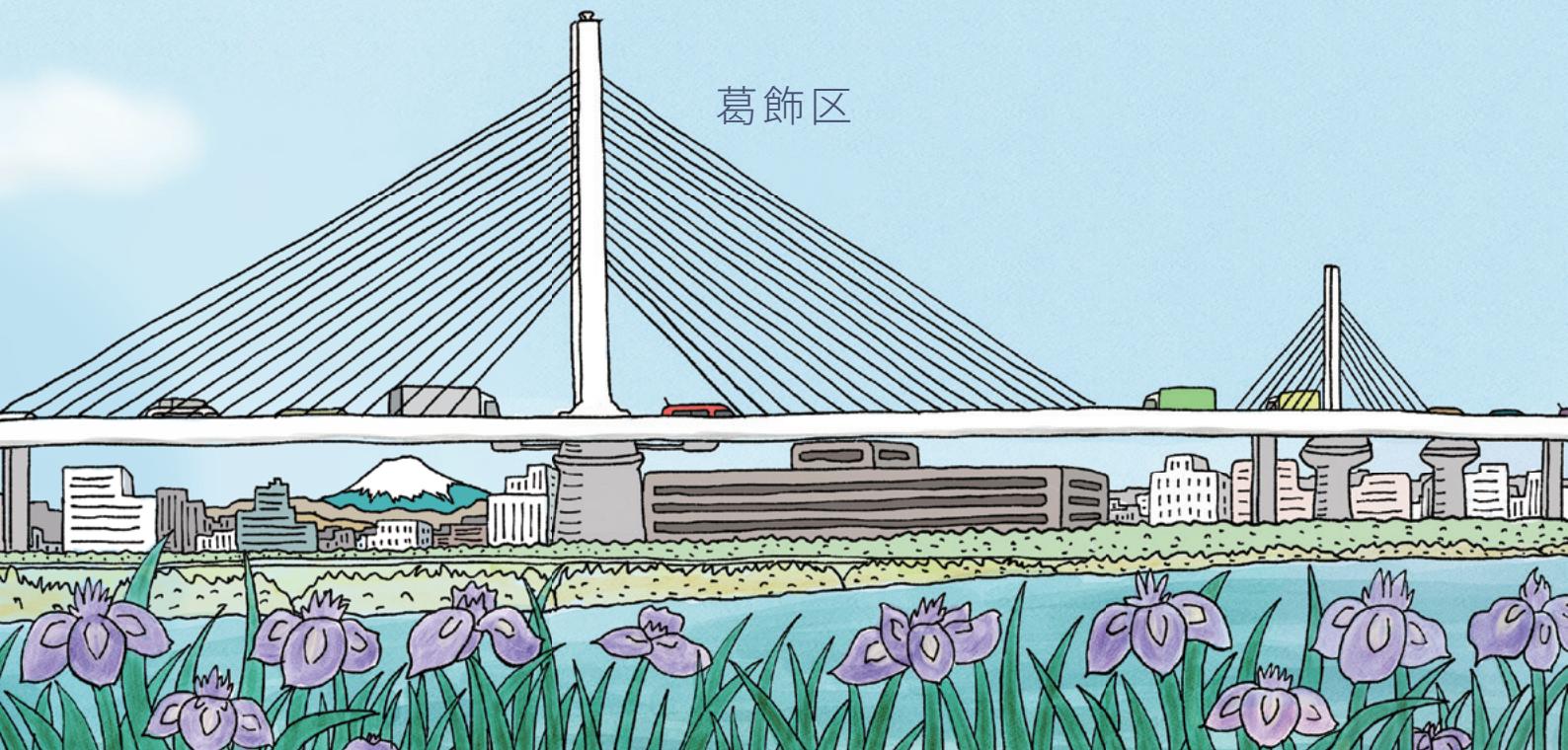
このおくやみハンドブックが、皆様のお手続きに少しでも

お役にたてるごことを願っております

目次

1 区役所の手続き一覧・チェックリスト	P.1・2
2 よくある質問	P.3
3 区役所での手続き	P.4-26
4 区民相談室のご案内	P.27
5 区役所以外の手続き	P.28
6 おくやみコーナーのご案内	P.29-31
7 委任状	P.32
8 相続登記のご案内	P.34
9 法定相続情報証明制度のご案内	P.35-38

葛飾区



区役所の手続き一覧・チェックリスト

死亡に伴う区役所の手続き一覧とページ番号は以下のとおりです。

※おくやみコーナーで行なうことができる手続き【ワンストップ手続き】が可能な項目には●がついています。→

区分	亡くなられた方についてのご確認	手続き名	該当	ページ番号
住民登録	世帯主である	● 世帯主変更届		P. 4 4A ●
	印鑑登録をしている	● 印鑑登録証の返還・廃棄		P. 4 4B ●
	住民基本台帳カード・マイナンバー(個人番号)カード・通知カードを持っている	● 住民基本台帳カード・マイナンバー(個人番号)カード・通知カードの返還		P. 4 4C ●
保 險	国民健康保険に加入している 又は国民健康保険に加入している方のいる世帯の世帯主である	● 国民健康保険資格確認書(有効期限内のもの)等の返還		P. 5 5A ●
		● 国民健康保険資格確認書(有効期限内のもの)の差し替え		P. 5 5B ●
		● 国民健康保険料還付金請求		P. 5 5C
		● 国民健康保険料の債務継承		P. 5 5D
		● 葬祭費申請		P. 6 6A ●
		● 高額療養費申請		P. 6 6B ●
		● 高額介護合算療養費申請		P. 6 6C ●
年 金	後期高齢者医療制度に加入している	● 後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知		P. 7 7A
		● 後期高齢者医療保険料の債務継承		P. 7 7B
		● 葬祭費申請		P. 7 7C ●
		● 高額療養費申請		P. 8 8A ●
		● 高額介護合算療養費申請		P. 8 8B ●
		● 年金受給権者死亡届		P. 9 9A
		● 未支給年金請求		P. 9 9B
介 護	国民年金に加入又は受給している ※区役所又は年金事務所での手続き	● 遺族基礎年金請求		P. 9 9C
		● 寡婦年金請求		P. 9 9D
		● 死亡一時金請求		P.10 10A
		● 特別障害給付金の未支払給付金請求		P.10 10B
		● 年金受給権者死亡届		P.10 10C
		● 未支給年金請求		P.10 10D
		● 遺族厚生年金請求		P.11 11A
障 害	65歳以上の方又は介護認定を受給中である(認定申請中を含む)	● 介護保険被保険者証等の返還		P.12 12A ●
		● 介護保険料過誤納金還付通知		P.12 12B
		● 介護保険料の債務継承		P.12 12C
		● 高額介護(予防)サービス費・高額総合事業サービス費の支給申請		P.13 13A ●
		● 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給申請		P.13 13B
		● 介護認定申請の取消し		P.13 13C
	身体障害者手帳を持っている	● 身体障害者手帳の返還		P.14 14A ●
	愛の手帳(療育手帳)を持っている	● 愛の手帳(療育手帳)の返還		P.14 14B ●
	心身障害者福祉手当等を受給している	● 心身障害者福祉手当等の未払い請求		P.14 14C ●

※おくやみコーナーで行うことができる手続き [ワンストップ手続き] が可能な項目には●がついています。→

区分	亡くなられた方についてのご確認	手続き名	該当	ページ番号
障害	障害福祉サービス等を受給している	● 障害福祉サービス受給者証等の返還		P.14 14D ●
	精神障害者保健福祉手帳等を持っている	● 精神障害者保健福祉手帳等の返還		P.15 15A
	難病等医療費助成制度の受給者証又は(都)医療券を持っている	● 難病等医療費助成制度の受給者証等の返還		P.15 15B
	精神障害者保健福祉手帳の申請をしている	● 精神障害者保健福祉手帳等の申請取り下げ		P.15 15C
	心身障害者福祉手当(精神障害)・難病患者福祉手当を受給している	● 心身障害者福祉手当(精神障害)・難病患者福祉手当に関する届出		P.15 15D
高齢者	高齢者紙おむつ等使用料助成の受給をしている	● 高齢者紙おむつ等使用料助成金請求		P.16 16A
	自宅に見守り型緊急通報システムを設置している	● 見守り型緊急通報システムの撤去		P.16 16B
税	住民税が課税されている	● 相続放棄の案内		P.16 16C
		● 相続人代表者指定(変更)届		P.17 17A
		● 口座引き落とし(振替)の変更		P.17 17B
	125cc以下の原付バイク・ミニカー等を持っている	● 軽自動車(125cc以下の原付バイク・ミニカー等)の名義変更・廃車届		P.17 17C
子ども	児童手当等の支給対象児童又は受給者である	● 児童手当・子ども医療費助成に関する届		P.18 18A-D
	児童扶養手当等の支給対象児童又は受給者である	● 児童扶養手当等に関する届		P.19・20 19A-20B
	特別児童扶養手当等の支給対象児童又は受給者である	● 特別児童扶養手当等に関する届		P.20・21 20C-21B
	就学援助を受給している	● 就学援助申請者変更届		P.21 21C
	奨学資金貸付中又は償還金返還中の奨学生の連帯保証人である	● 葛飾区奨学資金連帯保証人変更届		P.22 22A
	奨学資金償還金返還中の奨学生本人である	● 葛飾区奨学資金償還金免除申請		P.22 22B
	保育所等に入所している児童の世帯員である	● 保護者の申請内容変更届		P.22 22C
	学童に入所している児童の保護者である	● 「代表保護者」変更届		P.22 22D
公害	公害医療手帳を持っている	● 公害医療手帳の返還		P.23 23A
	補償給付を受給して未支給分がある	● 未支給補償給付請求		P.23 23B
	指定疾病に起因してお亡くなりになっている	● 遺族補償費等の請求		P.23 23C
	大気汚染医療費助成制度のマル都医療券を持っている	● 大気汚染医療費助成制度の医療券の返還		P.23 23D
生活衛生	犬を飼っている	● 飼い犬の登録事項変更届		P.24 24A
	診療所等を開設している	● 医薬衛生に関する廃止届		P.24 24B
	理容所・美容所等を開設している	● 環境衛生に関する廃止届		P.24 24C
	飲食店を営業している	● 食品衛生に関する廃業届		P.24 24D
樹木農園	保存樹木・樹林を所有している	● 保存樹木・樹林の異動届		P.25 25A
		● 保存樹木・樹林の解除届		P.25 25B
	区民農園を利用している	● 区民農園使用者氏名等変更届又は辞退届等の提出		P.25 25C
住宅	区営住宅・区民住宅等に住んでいる	● 区営住宅・コーデュ(シルバーピア住宅)・区民住宅・東四つ木コミュニティ住宅の返還・住宅使用料の手続き		P.26 26A
貸付金	葛飾区生業資金貸付金の貸付を受けている	● 生業資金貸付金の債務継承に関する手続き		P.26 26B
	災害援護資金貸付金の貸付を受けている	● 災害援護資金貸付金の債務継承に関する手続き		P.26 26C

よくある質問

死亡に伴う手続きのうち、よくある質問は以下のとおりです。

Q1 死亡届を出したかわかりません。どうすればわかりますか

A1 火葬許可証は、死亡届と引き換えに渡されますので、火葬が済んでいたら死亡届が提出済みです。

Q2 死亡届を区役所に出しましたが、別途住民票を消除する手続きが必要ですか

A2 死亡届のご提出により、住民票は自動的に消除されるため手続きは不要です。なお、お亡くなりになられた方を除いた新しい世帯に15歳以上の方が2人以上いらっしゃる場合は、世帯主変更届が必要となります。世帯主変更届に関してはP.4の【4A】をご確認ください。

Q3 戸籍の本籍とは何ですか

A3 戸籍が置かれている場所のことです。戸籍を管理している市区町村を「本籍地」といいます。住民登録地と同一とは限りません。

Q4 戸籍の筆頭者とは何ですか

A4 戸籍の始めに記載される方のことです。この筆頭者の姓(氏)が在籍者全員に及びます。

Q5 本籍及び筆頭者はどうすればわかりますか

A5 本籍及び筆頭者を載せた住民票の写しを申請していただければ、本籍及び筆頭者がわかります。

Q6 死亡に伴う手続きにおいて、必要となる戸籍謄本や住民票の写しの枚数は何枚ですか

A6 必要枚数は、お亡くなりになった方によって異なります。提出先にお問い合わせいただき、必要枚数をご確認ください。原本が返還される場合とされない場合がございます。お客様の中には法定相続情報証明制度を利用される方もいらっしゃいます。
※法定相続情報証明制度に関してはP.35-38をご確認ください。

Q7 死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか

A7 葛飾区が本籍地で葛飾区に死亡届を提出された場合、原則3営業日(土日祝日・GW・年末年始等を除く)で死亡が記載された戸籍が取得できます。
また、亡くなられた方の本籍地や死亡届の提出先によって取得可能な日にちが異なります。

Q8 出生から死亡までの戸籍を集めていますが戸籍を取得する方法を教えてください

A8 戸籍は、郵送請求が可能です。郵送の手続き方法等は、葛飾区又は本籍地の市区町村にお問い合わせください。

Q9 外国籍の場合は、どうすれば親子関係を証明できますか

A9 住民票上同一世帯で、住民票の写しから親子関係が確認とれれば証明が可能となります。また、本国の親子関係が証明できる書類(出生証明書)でもお手続きが可能な場合があります。

住民登録に関する手続き

4A

世帯主変更届

手続き概要

世帯主の方が亡くなられて、15歳以上の世帯員が2人以上存在する場合、世帯主変更届が必要となります。

手続きできる人

世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 法定代理人の場合は法定代理人であることがわかる書類
- 任意代理人の場合は委任状

手続き期限

世帯主が亡くなられてから14日以内

【お問合せ窓口】

戸籍住民課 住民記録係 2階 217 ☎ 03-5654-8192

4B

印鑑登録証の返還・廃棄

手続き概要

印鑑登録をしていた方が亡くなられた場合、印鑑登録証はハサミで裁断し廃棄してください。返還をご希望する方は、窓口までお持ちください。

手続きできる人

どなたでも可

持ち物

- 来庁者の本人確認書類

手続き期限

なし

【お問合せ窓口】

戸籍住民課 住民記録係 2階 217 ☎ 03-5654-8192

4C

住民基本台帳カード・マイナンバー(個人番号)カード・通知カードの返還

手続き概要

亡くなられた方の住民基本台帳カードは、無効となります。返還をご希望する方は窓口までお持ちください。

亡くなられた方について、他の手続きでマイナンバー(個人番号)が必要となる場合がございます。マイナンバー(個人番号)カード・通知カードの廃棄は亡くなられた方の手続きが落ち着いてから行ってください。

手続きできる人

世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 法定代理人の場合は法定代理人であることがわかる書類
- 任意代理人の場合は委任状

手続き期限

なし

【お問合せ窓口】

戸籍住民課 住民記録係 2階 217 ☎ 03-5654-8192

MEMO

国民健康保険に関する手続き

5A

国民健康保険資格確認書(有効期限内のもの)等の返還

手続き概要

国民健康保険資格確認書（限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証）をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の資格確認書等を返還してください。

手続きできる人

世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人

持ち物

収還する資格確認書等

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】

国民健康保険資格確認書について

- 国保年金課 資格係 3階 315 ☎ 03-5654-8210
限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、
特定疾病療養受療証について
- 国保年金課 給付係 3階 315 ☎ 03-5654-8212

5B

国民健康保険資格確認書(有効期限内のもの)の差し替え

手続き概要

世帯主の方が亡くなられた場合、ご家族の国民健康保険資格確認書の差し替えが必要となります。

手続きできる人

世帯主、同一世帯員、法定代理人、任意代理人

持ち物

- 差し替えする資格確認書
- 来庁者の本人確認書類
- 法定代理人又は任意代理人の場合は委任状

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】

国保年金課 資格係 3階 315 ☎ 03-5654-8210

5C

国民健康保険料還付金請求

手続き概要

二重払い等過誤納金が発生した場合、区役所から還付金請求書を亡くなられた方の住民登録地へ送付します。請求から約1か月で預金口座に振込します。
※手続きは、区役所から送付されるお手紙を待ってから行ってください。

手続きできる人

世帯主、法定相続人、任意代理人

持ち物

- 本人、法定相続人であれば還付請求書
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 振込用の金融機関の預金通帳
- 任意代理人の場合は委任状

手続き期限

通知日から2年以内

【お問合せ窓口】

収納対策課 収納対策係 3階 320 ☎ 03-5654-8186

5D

国民健康保険料の債務継承

手続き概要

亡くなられた納付義務者（世帯主）に保険料の滞納がある場合、相続人が債務継承者となります。
納付方法等について相談ができます。

手続きできる人

法定相続人

持ち物

- 法定相続人の本人確認書類

手続き期限

なし

【お問合せ窓口】

収納対策課 徴収係 3階 322 ☎ 03-5654-8188

6A

葬祭費申請

手続き概要

国民健康保険に加入中の方が亡くなられた場合、葬儀を行った方に、葬祭費（7万円）が支給されます。

手続きできる人

葬儀を行い、葬儀費用を支払った方

持ち物

- 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書
- 葬儀（告別式）の領収書の原本（コピーは不可）
 - ※ お支払いが完了していることを確認できる葬儀会社の領収書（「内金」・「残金」で領収書が分かれている場合は両方必要）
 - ※ ただし書きに「葬儀について」の明記がなく、「別紙のとおり」等の記載がされている場合、領収書と併せて別紙（請求書・明細書等）が必要。
- 葬儀（告別式）を行い、葬儀費用を支払った方の振込口座がわかるもの
- 来庁者の本人確認書類
 - ※顔写真のあるもの（運転免許証、マイナンバー（個人番号）カード等）であれば1点、顔写真のないもの（資格確認書、キャッシュカード等）であれば2点が必要。

手続き期限

葬儀を行った日の翌日から2年以内

支給制限

交通事故等の第三者行為、公害病等により亡くなられた場合には、支給されない場合もあります。

【お問合せ窓口】

国保年金課 給付係 3階 315 ☎ 03-5654-8212

MEMO

6B

高額療養費申請

手続き概要

亡くなられた国民健康保険の被保険者に高額療養費が発生し、世帯に国民健康保険被保険者がいない場合、相続人が申請できます。

手続きできる人

法定相続人代表者（世帯に国民健康保険被保険者がいる場合は世帯主が手続き人となります）

持ち物

- 相続関係のわかる書類（戸（除）籍謄本、法定相続情報証明、遺言書）
 - ※全てコピー可
 - ※死亡後、世帯に国民健康保険被保険者がいる場合は不要です。
- 相続人の口座情報のわかるもの
- 相続人の本人確認書類

手続き期限

高額療養費の申請を勧奨した月から2年以内

【お問合せ窓口】

国保年金課 給付係 3階 315 ☎ 03-5654-8212

6C

高額介護合算療養費申請

手続き概要

亡くなられた国民健康保険の被保険者に高額介護合算療養費が発生し、世帯に国民健康保険被保険者がいない場合、相続人が申請できます。

手続きできる人

法定相続人代表者（世帯に国民健康保険被保険者がいる場合は世帯主が手続き人となります）

持ち物

- 相続関係のわかる書類（戸（除）籍謄本、法定相続情報証明、遺言書）
 - ※ 全てコピー可
 - ※ 死亡後、世帯に国民健康保険被保険者がいる場合は不要です。
- 相続人の口座情報のわかるもの
- 相続人の本人確認書類

手続き期限

高額介護合算療養費の申請を一斉勧奨した月から2年以内

【お問合せ窓口】

国保年金課 給付係 3階 315 ☎ 03-5654-8212

後期高齢者医療制度に関する手続き

7A

後期高齢者医療保険料 過誤納金還付通知

手続き概要

二重払い等過誤納金が発生した場合、区役所から還付金請求書を送付します。請求から約1か月で預金口座に振込します。

※手続きは、区役所から送付されるお手紙を待ってから行ってください。

手続きできる人

法定相続人、任意代理人

持ち物

- 本人、法定相続人であれば還付請求書
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 振込用の金融機関の預金通帳
- 任意代理人の場合は委任状欄に記載が必要

手続き期限

通知日から2年以内

【お問合せ窓口】

収納対策課 収納対策係 3階 320 ☎ 03-5654-8186

7B

後期高齢者医療保険料の 債務継承

手続き概要

保険料の納付義務者は、ご本人、同一世帯主、配偶者です。また、相続人も債務継承者となります。保険料の滞納がある場合、納付方法等について相談ができます。

手続きできる人

同一世帯主、配偶者、法定相続人

持ち物

- 届出人の本人確認書類

手続き期限

通知日から2年以内

【お問合せ窓口】

収納対策課 徴収係 3階 322 ☎ 03-5654-8188

7C

葬祭費申請

手続き概要

後期高齢者医療制度に加入中の方が亡くなられた場合、葬儀を行った方に、葬祭費（7万円）が支給されます。

手続きできる人

葬儀を行い、葬儀費用を支払った方

持ち物

- 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書
- 葬儀（告別式）の領収書の原本（コピーは不可）
 - ※ お支払いが完了していることを確認できる葬儀会社の領収書（「内金」・「残金」で領収書が分かれている場合は両方必要）
 - ※ ただし書きに「葬儀について」の明記がなく、「別紙のとおり」等の記載がされている場合、領収書と併せて別紙（請求書・明細書等）が必要。
- 葬儀（告別式）を行い、葬儀費用を支払った方の振込口座がわかるもの
- 来庁者の本人確認書類
 - ※ 顔写真のあるもの（運転免許証、マイナンバー（個人番号）カード等）であれば1点、顔写真のないもの（資格確認書、キャッシュカード等）であれば2点が必要。

手続き期限

葬儀を行った日の翌日から2年以内

支給制限

交通事故等の第三者行為、公害病等により亡くなられた場合には、支給されない場合もあります。

【お問合せ窓口】

国保年金課 給付係 3階 315

☎ 03-5654-8212

8A**高額療養費申請****手続き概要**

亡くなられた後期高齢者医療制度の被保険者に高額療養費が発生していた場合、相続人が申請できます。

手続きできる人

法定相続人代表者

持ち物

- 相続関係のわかる書類（戸（除）籍謄本、法定相続情報証明、遺言書）※全てコピー可
- 相続人の口座情報のわかるもの

手続き期限

高額療養費の申請を勧奨した月から 2 年以内

【お問合せ窓口】

国保年金課 給付係 3 階 315 ☎ 03-5654-8212

8B**高額介護合算療養費申請****手続き概要**

亡くなられた後期高齢者医療制度の被保険者に高額介護合算療養費が発生していた場合、相続人が申請できます。

手続きできる人

法定相続人代表者

持ち物

- 相続関係のわかる書類（戸（除）籍謄本、法定相続情報証明、遺言書）※全てコピー可
- 相続人の口座情報のわかるもの

手続き期限

高額介護合算療養費の申請を一斉勧奨した月から 2 年以内

【お問合せ窓口】

国保年金課 給付係 3 階 315 ☎ 03-5654-8212

MEMO

年金に関する手続き

年金の手続きに関する注意事項

亡くなられた方の年金の加入や納付状況、受け取っていた年金の種類、ご遺族の状況等により該当する手続きが異なりますので、事前にご確認をお願いします。

- お電話の際に準備するもの 基礎年金番号がわかる書類（年金証書や年金手帳、基礎年金番号通知書、年金振込通知書等）
- お問合せ・受付窓口 下記を参考に、ねんきんダイヤル又は葛飾年金事務所へお問い合わせください。
- ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 届出（請求）する方の住民登録地が葛飾区の場合は、葛飾年金事務所にお問い合わせください。
- 葛飾年金事務所 ☎ 03-3695-2181 年金事務所窓口での相談や手続きは、事前に予約が必要です。
 - ・予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890

国民年金加入者・受給者の方

9A

年金受給権者死亡届

手続き概要

年金を受け取っていた方が亡くなられ、(9B) (9C) の手続きに該当しない場合、死亡の届出が必要となります。なお、日本年金機構にマイナンバー（個人番号）が登録されている方は、原則として省略できます。

手続きできる人

遺族

9B

未支給年金請求

手続き概要

年金を受け取っていた方が亡くなられた場合は、亡くなられた月分までの年金を「未支給年金」として請求できます。未支給年金の手続きは、(9A) の手続きも兼ねています。

※年金生活者支援給付金を受給されている場合は、未支払給付金の請求も併せて手続きします。

※一部の業務は、年金事務所の受付となりますので、年金事務所にご相談ください。

手続きできる人

亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹 ⑦それ以外の三親等内の親族

9C

遺族基礎年金請求

手続き概要

国民年金加入中であった方や60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいた方で、※の要件を満たす方又は受給資格期間が25年以上ある老齢基礎年金を受け取っていた方等が亡くなられた場合、その方に生計を維持されていた子のある配偶者、又は子に支給されます。

※亡くなられた日の前日において、亡くなられた月の前々月までの年金加入期間のうち、保険料納付済期間、保険料免除期間、学生納付特例、納付猶予の期間があわせて3分の2以上であること、又は亡くなれた月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないことが支給要件です。

※子とは18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子、又は20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する子で、婚姻していないこと

手続きできる人

上記に該当する子のある配偶者又は子で、亡くなられた当時の年収が850万円未満と認められる方

9D

寡婦年金請求

手続き概要

国民年金の保険料納付済期間と免除期間があわせて10年以上ある夫が、年金を受け取らずに亡くなられたとき、夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）が60歳から65歳になるまでの間、受けられます。

年金額は、亡くなられた夫が受給予定だった老齢基礎年金額の4分の3です。

手続きできる人

上記に該当する妻で、亡くなられた当時の年収が850万円未満と認められる方

10A

死亡一時金請求

手続き概要

国民年金だけ（第1号被保険者期間のみ）で、36月以上保険料を納付した方が、年金を受け取らずに亡くなられた場合、生計を同じくしていた遺族の方に支給されます。

手続きできる人

亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

支給制限

遺族基礎年金を受けられる方がいる場合は支給されません。
 寡婦年金の受給権がある場合は、どちらか一つの選択となります。

手続き期限

亡くなられた日の翌日から2年以内

10B

特別障害給付金の 未支払給付金請求

手続き概要

特別障害給付金を受け取っていた方が亡くなられた場合は、亡くなられた月分までの年金を「未支払給付金」として請求できます。

手続きできる人

亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
⑥兄弟姉妹 ⑦それ以外の三親等内の親族

【お問い合わせ窓口】

国保年金課 国民年金係 3階 315 ☎ 03-5654-8214

9B 未支給年金請求について



亡くなられた方が受給していた年金が**障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金**のみの方は、届出（請求）する方の住民登録地の市区町村国民年金担当課でも受付できます。
●国保年金課 国民年金係 3階 315 ☎ 03-5654-8214

厚生年金加入者・受給者の方

10C

年金受給権者死亡届

手続き概要

年金を受け取っていた方が亡くなられ、(10D) (11A)の手続きに該当しない場合、死亡の届出が必要となります。なお、日本年金機構にマイナンバー（個人番号）が登録されている方は、原則として省略できます。

手続きできる人

遺族

10D

未支給年金請求

手続き概要

年金を受け取っていた方が亡くなられた場合は、亡くなられた月分までの年金を「未支給年金」として請求できます。未支給年金の手続きは、(10C)の手続きも兼ねています。

手続きできる人

亡くなられた方と生計を同じくしていた方で、次の順です。
①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
⑥兄弟姉妹 ⑦それ以外の三親等内の親族

必要書類一覧の確認は
次のページへ

11A

遺族厚生年金請求

手続き概要

被保険者(加入者)又は被保険者であった方が、次の要件のいずれかに該当した場合、その方の遺族に支給されます。

- ①被保険者が亡くなられた場合
 - ②被保険者であった間に初診日のある傷病が原因で、初診日から5年以内に亡くなられた場合
 - ③1級又は2級の障害厚生(共済)年金の受給権者が亡くなられた場合
 - ④資格期間が25年以上ある老齢厚生年金の受給権者、又は老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある方や改正前の老齢・通算老齢年金の受給権者が亡くなられた場合
- ※ただし、①②の場合は、一定の被保険者期間(一定の保険料を納付していること)が必要です。

請求できる人

亡くなられた当時、その方によって生計を維持されていた(注1)配偶者、子、父母、孫、祖父母

※妻以外の方については、次の要件に該当することが必要です。

- ①子と孫については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子、又は20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する子で、婚姻していないこと
 - ②夫、父母、祖父母については、55歳以上であること
- (注1)生計を維持されていた遺族とは、亡くなられた当時、亡くなられた方と生計を同じくしていた遺族のうち、年収が850万円未満と認められる遺族です。

受けられる遺族の順位

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 の順です。

※受給権を満たしている先順位者がいるときは、後順位者は遺族厚生年金を受ける遺族とはなりません。

支給停止

- ①労働基準法に基づき遺族補償が行われるときは、6年間支給停止
- ②子に対する遺族厚生年金は、配偶者に受給権がある間は支給停止
- ③遺族基礎年金を受けられない夫に対する遺族厚生年金は、60歳までは支給停止
- ④父母、祖父母に対する遺族厚生年金は、60歳までは支給停止

必要書類一覧

ご遺族の状況等により、必要書類以外にも提出が必要となる場合があります。

9A	9B	9C	9D	10A	10B	10C	10D	11A	
●	●	●	●			●	●	●	①年金証書(公的年金を受けているとき)
		●	●	●				●	②年金手帳(基礎年金番号通知書)
	○	○	●	○	●		○	○	③亡くなられた方と請求者の続柄がわかるもの ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ・法定相続情報一覧図の写し ○→どちらかを持参
○	○			○			○	○	
	●	●	●	●	●		●	●	④住民票の写し(本籍・続柄の記載があるもの) ・亡くなられた方の住民票(除票)の写し ・請求者の世帯全員の住民票の写し
●		●				●		●	⑤死亡診断書のコピー
	●			●	●		●		⑥生計同一関係に関する申立書 ※亡くなられた方と請求者が別世帯の場合
		●	●				●		⑦請求者の所得証明書・課税証明書
●	●	●	●	●	●		●	●	⑧請求者名義の預金通帳
●	●	●	●	●	●		●	●	⑨手続きする方の本人確認ができるもの
●	●	●	●	●	●		●	●	⑩委任状(請求者以外の方が代理で手続きする場合)
	●						●		⑪お子さんが高校生の場合は学生証のコピー又は在学証明書
				●					⑫受給資格者証

※③④は、死亡日以降で提出日から6か月以内に交付されたもの。

※窓口に来所する方の本人確認書類(マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証等)をお持ちください。請求者のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類をお持ちいただく場合、上記③(9C、9D、11Aのみ)、④、⑦の書類を原則省略できます。

※年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は時効によりお受け取りできません。

※**10C、10D、11A**は年金事務所のみの受付で、区ではお取り扱いできません。

介護保険に関する手続き

12A

介護保険被保険者証等の返還

手続き概要

介護保険被保険者証（介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の被保険者証を返還してください。

手続きできる人

亡くなられた被保険者のご家族、又はその使者

持ち物

- 収還する被保険者証
(介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証)

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】

介護保険課 資格収納係 2階 201 ☎ 03-5654-8249

12B

介護保険料過誤納金還付通知

手続き概要

保険料の精算の結果等で過誤納金が発生した場合、区役所から還付金請求書を亡くなられた方の住民登録地へ送付します。郵送又は窓口での請求から約1か月程度で預金口座に振込します。

※手続きは、区役所から送付されるお手紙をお待ちください。なお、書類の送付先を変更したい場合は、別途手続きが必要です。

手続きできる人

亡くなられた被保険者の法定相続人、又はその任意代理人

持ち物

- 本人、法定相続人であれば還付請求書
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 振込用の口座情報がわかるもの
- 任意代理人の場合は委任状欄に記載が必要

手続き期限

通知日から2年以内

【お問合せ窓口】

介護保険課 資格収納係 2階 201 ☎ 03-5654-8249

12C

介護保険料の債務継承

手続き概要

亡くなられた納付義務者に保険料の滞納がある場合、相続人が債務継承者となります。納付方法等について相談ができます。

手続きできる人

法定相続人

持ち物

- 亡くなられた被保険者の法定相続人の本人確認書類

手続き期限

なし

【お問合せ窓口】

介護保険課 資格収納係 2階 201 ☎ 03-5654-8249

MEMO

13A

高額介護（予防）サービス費・ 高額総合事業サービス費の 支給申請

手続き概要

未支給分がある場合は、口座の登録又は変更が必要となります。相続人口座の登録を原則としています。

手続きできる人

申請者は被保険者の相続人

持ち物

- 相続関係のわかる書類（戸（除）籍謄本、法定相続情報証明等）
※全てコピー可
- ※相続人の住民票上の住所が対象の被保険者と同じ場合は書類は不要です。

手続き期限

原則介護サービス提供月の翌月の1日から2年間
ただし高額総合事業サービス費については、原則介護予防・日常生活支援総合事業サービス提供月の翌月の1日から5年間

【お問合せ窓口】

介護保険課 管理係 2階 201 ☎ 03-5654-8246

MEMO

13B

高額医療合算介護（予防） サービス費の支給申請

手続き概要

未支給分がある場合は、口座の変更が必要となります。相続人口座への変更を原則としています。

手続きできる人

申請者は被保険者の相続人

持ち物

- 相続関係のわかる書類（戸（除）籍謄本、法定相続情報証明等）
※全てコピー可
- ※相続人の住民票上の住所が対象の被保険者と同じ場合は書類は不要です。

手続き期限

原則介護サービス提供月の翌月の1日から2年間

【お問合せ窓口】

介護保険課 管理係 2階 201 ☎ 03-5654-8246

13C

介護認定申請の取消し

手続き概要

介護認定申請中の方が亡くなられて、認定結果が不要となった場合（例：入院中で介護サービスを利用ていなかったとき等）に、認定申請を取り消します。死亡届が出されていれば、職権で取り消します。また、更新申請中で有効期間内に亡くなられた場合は、有効期間内の資格喪失のため、職権で申請を取り消します。

なお、暫定サービスを利用した等で認定結果が必要な場合は、そのまま認定を行います。

手続きできる人

亡くなられた被保険者のご家族又は担当ケアマネジャー

持ち物

- ご家族又は担当ケアマネジャーの本人確認書類

手続き期限

当該申請に係る審査会開催日の前日まで

【お問合せ窓口】

介護保険課 審査係又は調査係 2階 201
☎ 03-5654-8247 又は☎ 03-5654-8248

障害福祉に関する手続き

14A

身体障害者手帳の返還

手続き概要

身体障害者手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の手帳を返還してください。

手続きできる人

どなたでも可

持ち物

- 収還する手帳

手続き期限

なし

【お問合せ窓口】

障害福祉課 障害事業係 2階 201 ☎ 03-5654-8301

14B

愛の手帳（療育手帳）の返還

手続き概要

愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の手帳を返還してください。

手続きできる人

どなたでも可

持ち物

- 収還する手帳
※療育手帳をお持ちの方はお問合せ窓口にお問い合わせください。

手続き期限

なし

【お問合せ窓口】

障害福祉課 障害事業係 2階 201 ☎ 03-5654-8301

14C

心身障害者福祉手当等の未払い請求

手続き概要

心身障害者福祉手当等を受給していた方が亡くなられたとき、その死亡届の提出、及び死亡月までの手当の未支払分があった場合、その請求をしてもらうものです。
※手続きは、区役所から送付されるお手紙を待ってから行ってください。

手続きできる人

法定相続の及ぶ者、遺言指定者、遺言執行者

持ち物

- 請求者の印鑑、振込口座のわかるもの
- 亡くなられた方との関係がわかる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

手続き期限

資格消滅通知を受けた翌日から 5 年間

【お問合せ窓口】

障害福祉課 障害事業係 2階 201 ☎ 03-5654-8301

14D

障害福祉サービス受給者証等の返還

手続き概要

障害福祉サービス、児童通所サービス、移動支援事業を利用していた方が亡くなられた場合、亡くなられた方の受給者証、利用者証を返還してください。

手続きできる人

どなたでも可

持ち物

- 亡くなられた方の受給者証、利用者証

手続き期限

なし

【お問合せ窓口】

障害福祉課 審査係 2階 201 ☎ 03-5654-8594

精神障害者・難病患者の医療費助成等に関する手続き

15A

精神障害者保健福祉手帳等の返還

手続き概要

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、心身障害者医療費助成制度受給者証（マル障）をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の手帳や受給者証を返還してください。

手続きできる人

同一世帯員、法定代理人等

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 法定代理人の場合は法定代理人であることがわかる書類
- 収還する手帳や受給者証

手続き期限

速やかに

15B

難病等医療費助成制度の受給者証等の返還

手続き概要

難病等医療費助成制度の受給者証、(都)医療券をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の受給者証、医療券を返還してください。

手続きできる人

同一世帯員、法定代理人等

持ち物

- 収還する受給者証や(都)医療券

手続き期限

速やかに

15C

精神障害者保健福祉手帳等の申請取り下げ

手続き概要

亡くなられた方が、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証の申請をしている場合、申請の取り下げが必要となります。

手続きできる人

同一世帯員、法定代理人等

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 法定代理人の場合は法定代理人であることがわかる書類
- 申請時にお渡しした申請書控え

手続き期限

速やかに

15D

心身障害者福祉手当（精神障害）・難病患者福祉手当に関する届出

手続き概要

心身障害者福祉手当（精神障害）・難病患者福祉手当の受給者が亡くなられた場合は届出が必要となります。保健予防課よりご遺族あてにご案内を送付します。

手続きできる人

同一世帯員、法定代理人等

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 法定代理人の場合は法定代理人であることがわかる書類

手続き期限

速やかに

【このページに関するお問合せ窓口】



〒125-0062 葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか内

保健予防課 保健予防係 ☎ 03-3602-1274

高齢者支援に関する手続き

16A

高齢者紙おむつ等 使用料助成金請求

手続き概要

紙おむつ等使用料助成の決定を受けている方が亡くなられた場合は、ご家族の方に助成金を支払います。対象者の方の死亡届が提出されて1週間程度で、区から助成金の請求に必要な書類を郵送します。
※届かない場合はお手数ですがご連絡ください。

手続きできる人

既に紙おむつ支給の決定を受けている方のご家族
※ご家族の方の口座に助成金を支払います。

持ち物

- 区から郵送された手続書類
- 印鑑（スタンプ印不可）
- 振込先の銀行口座がわかるもの
- 病院等の領収書（紙おむつ代の記載があるもの）

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】

高齢者支援課 在宅サービス係 2階 201 ☎ 03-5654-8299

16B

見守り型緊急通報システムの 撤去

手続き概要

利用者が亡くなられた場合は、自宅に設置した機器の撤去を行います。撤去を行うまで利用料金の負担があります。緊急連絡先の方には区が電話連絡します。

手続きできる人

ご家族等（区から緊急連絡先の方に連絡をします。その際に、機器の撤去に立会う方をお伝えください。後ほど立会の方に業者が連絡します）

持ち物

- なし

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】

高齢者支援課 在宅サービス係 2階 201 ☎ 03-5654-8299

税に関する手続き

16C

相続放棄の案内

手続き概要

相続人が被相続人の権利や義務を一切引き継がない相続放棄の手続きを家庭裁判所でされた場合、被相続人の特別区民税・都民税及び軽自動車税の未納分について、納めていただく必要がなくなります。

手続きできる人

相続人

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 相続放棄された方全員の「相続放棄申述受理通知書」又は「相続放棄申述受理証明書」
※コピー可

手続き期限

相続の放棄は亡くなられたことを知ってから3か月以内に家庭裁判所に申し立てする必要があります。相続放棄の手続き後、必要書類を提出していただきます。

【お問合せ窓口】 収納対策課 徴収係 3階 322 ☎ 03-5654-8188

税に関する手続き

17A**相続人代表者指定(変更)届****手続き概要**

納稅義務者が亡くなられた場合、住民税の納稅義務も相続しますので、相続人の届出をお願いします。相続人が2人以上いるときには、徵収金の賦課徵收（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領するための代表者を決め、届出してください。

※相続を放棄した場合には、相続を放棄した旨を届出してください。

手続きできる人

相続人（代表者でなくても構いません）

持ち物

来庁者の本人確認書類、代表者の本人確認書類
※届出書には相続人全員の押印が必要です。

手続き期限

期限は定められていませんが、相続の放棄は亡くなれたことを知つてから3か月以内に家庭裁判所に申し立てする必要があることから、それに準じて3か月以内に提出することが望ましいです。

※届出がなかった場合、区が代表者を指定して通知を出す場合があります。

【お問合せ窓口】

税務課 課税第一係・課税第二係・課税第三係 3階 321
☎03-5654-8550

17B**口座引き落とし(振替)の変更****手続き概要**

1/1 現在で課税される住民税は、口座引き落としの手続きを行っていた場合、その年度の税金が口座から引き落としされます。納稅義務者の方がお亡くなりになられた場合は、納付書を送付しています。

その年度の税金を別の方の口座を利用して引き落としたい場合は、口座変更の手続きが必要となります。納付書で納付される場合は、手続きは不要となります。

手続きできる人

- キャッシュカードをご持参のうえ、口座変更手続きをする場合は、口座名義人様が手続きできます。
※キャッシュカードでの手続きは、一部利用できない金融機関やキャッシュカードがあります。
- 口座振替依頼書による手続きはどなたでも行うことができます。ただし、口座振替依頼書には金融機関届出印を押印していただく必要があります。

持ち物

- 新しい預金口座の預（貯）金通帳
- キャッシュカード
- 金融機関届出印

手続き期限

納期限の2か月前まで
キャッシュカードでの手続きの場合、納期限の20日前頃まで

【お問合せ窓口】

収納対策課 収納対策係 3階 320 ☎03-5654-8186

17C**軽自動車(125cc以下の原付バイク・ミニカー等)の名義変更・廃車届****手続き概要**

軽自動車(125cc以下の原付バイク・ミニカー等)を所有されている方が亡くなられた場合、名義変更・廃車届が必要となります。

手続きできる人

どなたでも可

手続き期限

なし（3月末までに廃車手続きをした場合、翌年
度以降の軽自動車税はかかりません）

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 法定代理人の場合は法定代理人であることがわかる書類
- 原付バイクのナンバープレート（紛失の場合弁償金200円がかかります）
- 標識交付証明書（紛失している場合は申し出てください）

【お問合せ窓口】

税務課 税務係 3階 321 ☎03-5654-8194
排気量125ccを超えるバイク等（二輪の軽自動車を含む）
→関東運輸局 東京運輸支局 足立自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2031
排気量660cc以下の軽自動車（二輪の軽自動車を除く）
→軽自動車検査協会 東京主管事務所 足立支所 ☎050-3816-3102

児童手当・子ども医療費助成に関する手続き

18A

児童手当（児童手当受給者が亡くなられた場合）

①未支払金の請求

手続き概要

児童手当を受給されていた保護者の方が亡くなられた場合、亡くなれた月までの児童手当は、支給対象児童に支払われます。
※受給者に支払済の場合は、支給対象児童への支払いはありません。

手続きできる人（請求者）

支給対象児童（高校生年代まで）の中で一番年上の児童

持ち物

- 請求者の印鑑（スタンプ印不可）
- 請求者名義の普通預金通帳又はキャッシュカード

手続き期限

速やかに（亡くなれた日の翌日から2年以内）

【お問合せ窓口】

子育て応援課 児童手当係 4階 401 ☎ 03-5654-8294

18B

児童を養育する方の新規認定請求

手続き概要

新たに支給対象児童を養育する方について、新規認定請求が必要となります。

手続きできる人（請求者）

葛飾区内にお住まいで、高校生年代まで（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
※公務員の方は、勤務先での申請となります。

（国立大学・独立行政法人は除く）

持ち物

手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

手続き期限

請求した月の翌月分から支給開始となります。やむを得ず月末までに請求ができない場合は、亡くなれた日の翌日から15日以内に請求すれば、亡くなれた日の属する月の翌月分から支給開始となります。

【お問合せ窓口】

子育て応援課 児童手当係 4階 401 ☎ 03-5654-8294

18C

児童手当（支給対象児童が亡くなられた場合）

手続き概要

支給対象児童が亡くなられた場合、亡くなれた月までの手当が支給されます。手続きは不要です。

MEMO

18D

子ども医療費助成制度

手続き概要

医療証に記載されている保護者や配偶者の方が亡くなれた場合は手続きが必要となります。医療証を交付されていた対象児童が亡くなれた場合は手続き不要です。
医療証は子育て応援課に返還してください。

手続きできる人（申請者）

葛飾区内にお住まいで、健康保険に加入している高校生年代まで（18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
※生活保護受給者は対象外です。

持ち物

手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

【お問合せ窓口】

子育て応援課 児童手当係 4階 401 ☎ 03-5654-8294

ひとり親家庭等の手当・医療費助成の手続き

19A

ひとり親家庭等の手当

①父又は母が亡くなられた児童を養育する場合

手続き概要

■児童育成手当（育成手当）

父又は母が亡くなられた児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方を対象に支給します。

■児童扶養手当

父又は母が亡くなられた児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童、所定の障害を有する児童は20歳の誕生日の前日まで）を養育している方を対象に支給します。

■ひとり親家庭等医療費助成

父又は母が亡くなられた児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童、所定の障害を有する児童は20歳の誕生日の前日まで）とその児童を養育している方を対象に保険診療の自己負担分（全部又は一部）を助成します。

※生活保護受給者は対象外です。

手続きできる人（請求者・申請者）

父又は母が亡くなられた児童を養育している方

対象にならない方

児童が児童福祉施設等に入所している、又は里親に委託されている場合 ※例外あり

持ち物

- 請求者（申請者）名義の普通預金通帳又はキャッシュカードの写し
 - 請求者（申請者）と対象児童の戸籍謄本 ※葛飾区では児童扶養手当を申請する場合は、手数料が無料となります。
 - 健康保険証等（申請者と対象児童全員分）
- 持ち物は、手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。
※証明書類は発行日から1か月以内のものが必要です。

支給開始時期

手当の支給は請求（申請）した月の翌月分から、医療費の助成は申請日から開始となります。月末までに請求ができない場合でも、亡くなられた月の翌月分から支給となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

支給制限

- ①所得制限あり
- ②児童扶養手当は遺族年金等の公的年金を受給できる場合、支給制限あり

【お問合せ窓口】子育て応援課 児童手当係 4階 401 ☎ 03-5654-8298

MEMO

20A

ひとり親家庭等の手当

②受給していた方・医療費助成を利用していた方が亡くなられた場合

手続き概要

- 児童育成手当（育成手当）・児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、亡くなられた月までの手当は、支給対象児童に支払われます（受給者に支払済の場合、支給対象児童への支払いはありません）。
- ひとり親家庭等医療費助成制度を利用している方が亡くなられた場合は、亡くなれた日までが助成対象となります。

手続きできる人（請求者）

支給対象児童の中で一番年上の児童

持ち物

- 請求者の印鑑（スタンプ印不可）
 - 請求者名義の普通預金通帳又はキャッシュカード
- 持ち物は、手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】子育て応援課 児童手当係 4階 401 ☎ 03-5654-8298

20B

③対象児童が亡くなられた場合

手続き概要

児童育成手当（育成手当）・児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた場合、亡くなれた月までの手当が支給されます。

持ち物

手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

障害のあるお子さんを養育している方の手続き

20C

児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当の申請

手続き概要

所定の障害を有する20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

■児童育成手当（障害手当）

身体障害者手帳1～2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ又は進行性筋萎縮症のいずれかの障害の状態にある20歳未満の児童を養育している方を対象に支給します。

■特別児童扶養手当

身体障害者手帳1～3級程度（下肢機能障害は4級の一部を含む）、又は愛の手帳1～3度程度の障害の状態にある20歳未満の児童を養育している方を対象に支給します。

手続きできる人（請求者・申請者）

所定の障害を有する児童を養育する方

持ち物

- 障害の状態を確認できるもの（所定の診断書や身体障害者手帳、愛の手帳等）
 - 請求者（申請者）名義の普通預金通帳
 - 請求者（申請者）と対象児童の戸籍謄本（特別児童扶養手当のみ）
※葛飾区では特別児童扶養手当を申請する場合は、手数料が無料となります。
 - マイナンバー（個人番号）を確認できる書類（特別児童扶養手当のみ）
- 持ち物は、手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。
※証明書類は発行日から1ヶ月以内のものが必要です。

対象にならない方

対象児童が児童福祉施設等に入所している場合※例外あり

支給開始時期

手当の支給は、請求した月の翌月分から開始となります。月末までに請求ができない場合でも、亡くなれた月の翌月分から支給となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

支給制限

所得制限あり

【お問合せ窓口】子育て応援課 児童手当係 4階 401 ☎ 03-5654-8298

障害のあるお子さんを養育している方の手続き

21A

受給者が亡くなられた場合

手続き概要

児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、亡くなられた月までの未支払の手当は、対象児童に支払われます（受給者に支払済の場合には、支給対象児童への支払いはありません）。

手続きできる人（請求者）

支給対象児童の中で一番年上の児童

持ち物

請求者の印鑑（スタンプ印不可）

請求者名義の普通預金通帳

持ち物は、手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】

子育て応援課 児童手当係 4階 401 ☎ 03-5654-8298

21B

対象児童が亡くなられた場合

手続き概要

児童育成手当（障害手当）・特別児童扶養手当の支給対象のお子さんが亡くなられた場合、資格喪失届（又は額改定届）が必要です。手当は亡くなられた月の分までが支給されます。

持ち物

印鑑（スタンプ印不可）

特別児童扶養手当証書※お持ちの方のみ

持ち物は、手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

【お問合せ窓口】

子育て応援課 児童手当係 4階 401 ☎ 03-5654-8298

就学援助に関する手続き

21C

就学援助申請者変更届

手続き概要

就学援助を受けていた方が亡くなられ、その世帯に就学援助を申請できる方がいる場合、就学援助申請者変更届が必要となります。届出書は、郵送で送付します。※手続きに際しては、区役所から送付されるお手紙をお待ちください。

手続きできる人

対象児童の同一世帯者で保護者になる方

持ち物

来庁者の本人確認書類

保護者になる方の通帳又はキャッシュカード

手続き期限

年度末まで

【お問合せ窓口】

学務課 学事係 4階 428 ☎ 03-5654-8460

MEMO

奨学資金に関する手続き

22A

葛飾区奨学資金連帯保証人変更届

手続き概要

奨学資金貸付中又は償還金返還中の奨学生の連帯保証人が亡くなられた場合、新たに連帯保証人の届出が必要となります。

手続きできる人

奨学生本人、新連帯保証人

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 印鑑（印鑑登録されているもの）
- 新連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入を証明するもの

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】

教育総務課 教育総務係 4階 427 ☎ 03-5654-8447

22B

葛飾区奨学資金償還金免除申請

手続き概要

奨学資金償還中の奨学生で本人が亡くなられた場合、申請をいただくことで償還金の返還が免除されます。

手続きできる人

連帯保証人又は当該奨学生の父母、同一世帯員

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 当該奨学生的戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は死亡届受理証明書

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】

教育総務課 教育総務係 4階 427 ☎ 03-5654-8447

保育に関する手続き

22C

保護者の申請内容変更届

手続き概要

保育園に入所している児童の保護者の方が亡くなられた場合、保育料の算定に影響がある可能性があるため、申請内容変更届を提出してください。申請内容変更届は、区ホームページからダウンロードできるほか、401窓口に備えてあります。同居の祖父母が亡くなられた場合に、手続きが必要なご家庭もあります。詳しくはお問い合わせください。

手続きできる人

児童の保護者あるいは児童を監護する者

持ち物

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）あるいは死亡届受理証明書

手続き期限

速やかに

【お問合せ窓口】

保育課 入園相談係 4階 401 ☎ 03-5654-8278 又は
☎ 03-5654-8279

学童に関する手続き

22D

「代表保護者」変更届

手続き概要

公立学童保育クラブに在籍している児童の代表保護者が亡くなられた場合、変更届が必要となります。変更届は放課後支援課又は公立学童保育クラブにてお渡しします。変更届は直接学童保育クラブへ提出してください。私立学童保育クラブの場合は直接学童保育クラブへ連絡してください。

手続きできる人

新たに代表保護者になる者（その他の場合はご相談ください）

手続き期限

速やかに

その他

世帯変更により減額免除の対象となる場合は、減額免除申請書を別途ご提出ください。また、亡くなられた方が口座名義人だった場合、放課後支援課までお問い合わせください。

【お問合せ窓口】

放課後支援課 放課後支援係 4階 407 ☎ 03-5654-7613
児童が在籍している公立学童保育クラブ及び私立学童保育クラブ

公害保健・大気汚染医療費助成制度に関する手続き

23A

公害医療手帳の返還

手続き概要

公害医療手帳をお持ちの方が亡くなられた場合は、亡くなられた方の手帳を返還してください。

手続きできる人

戸籍法による死亡届の届出義務者（同居の親族、あるいは親族等）

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 死亡診断書の写し
- 亡くなられた方が区外の場合は亡くなられた方の住民票の除票
- 返還する手帳

手続き期限

速やかに

23B

未支給補償給付請求

手続き概要

補償給付を受給して未支給分がある方が亡くなれた場合、配偶者等生計同一の親族の方が請求できます。

手続きできる人

同一世帯員

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 住民票除票
- 請求者の印鑑
- 請求者の世帯全員が記載された住民票（続柄・本籍地・筆頭者が記載されたもの）
- 未支給の補償給付請求書
- 請求者の口座振替依頼書

手続き期限

速やかに

23C

遺族補償費等の請求

手続き概要

指定疾病に起因して亡くなられた場合、公害健康被害認定審査会の意見をきいて支給される場合があります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

手続きできる人

手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

持ち物

手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

手続き期限

2年以内

23D

大気汚染医療費助成制度の医療券の返還

手続き概要

大気汚染医療費助成制度のマル都医療券をお持ちの方が亡くなられた場合、亡くなられた方の医療券を返還してください。

手続きできる人

亡くなられた方の家族、同一世帯員、法定代理人等

持ち物

返還するマル都医療券

手続き期限

速やかに



【このページに関するお問合せ窓口】

〒125-0062 葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか内
地域保健課 地域医療係 ☎ 03-3602-1231

MEMO

生活衛生に関する手続き

24A

飼い犬の登録事項変更届

手続き概要

犬の飼い主（所有者）が亡くなられた場合、飼い主等の変更届が必要となります。
※飼い主変更に伴う犬の所在地変更（例：犬を別の人へ譲渡する場合）も本手続きが必要です。

手続きできる人

新しく飼い主（所有者）になる方、又はそのご家族の方（委任状や身分証明等は不要です）

持ち物

特になし（犬鑑札番号・登録番号がわかると手続きがスムーズに行えます）

手続き期限

速やかに（毎年、2月時点の飼い主（所有者）あてに、3月中旬から下旬に狂犬病予防注射のお知らせを発送しております）

【お問合せ窓口】

保健所 生活衛生課 生活衛生係 ☎ 03-3602-1242

24B

医薬衛生に関する廃止届

手続き概要

個人開設の診療所の開設者が亡くなられた場合、診療所開設者死亡届が必要となります。

上記のケース以外にも、個人開設の歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所、薬局、店舗販売業（ドラッグストア）、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者（めっき業）の廃止届等、該当する場合は届出が必要となります。

手続きできる人

戸籍法による死亡届又は失踪の届出義務者

持ち物

手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

手続き期限

手続き内容によって異なります。詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

【お問合せ窓口】

保健所 生活衛生課 医薬担当係 ☎ 03-3602-1242

24C

環境衛生に関する廃止届

手続き概要

理容所、美容所、クリーニング所、旅館業施設、公衆浴場、プール、住宅宿泊事業、コインオペレーション営業施設、墓地等の営業者が亡くなられた場合、その後の営業状況等に応じて、手続きが必要となります。クリーニング師が亡くなられた場合は、当該免許証の返納が必要となります。

手続きできる人

持ち物

手続き期限

} 手続き内容によって異なります。
詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

【お問合せ窓口】

保健所 生活衛生課 環境衛生担当係 ☎ 03-3602-1242

24D

食品衛生に関する廃業届

手続き概要

食品営業許可名義人が亡くなられた場合、その後の営業状況等に応じて、手続きが必要となります。

手続きできる人

持ち物

手続き期限

} 手続き内容によって異なります。
詳しくは、下記お問合せ窓口までご確認ください。

【お問合せ窓口】

保健所 生活衛生課 食品衛生担当係 ☎ 03-3602-1242



【このページに関するお問合せ窓口】

〒125-0062 葛飾区青戸4-15-14 健康プラザかつしか内

生活衛生課【各担当係】☎ 03-3602-1242

樹木・農園に関する手続き

25A

保存樹木・樹林の異動届

手続き概要

保存樹木・樹林の所有者の方が亡くなられた場合、新たな所有者又は管理者へ相続が行われる際に、異動届が必要となります。

手続きできる人

新たな所有者又は管理者若しくは相続人

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 補助金の振込先がわかるもの

手続き期限

新たな所有者又は管理者若しくは相続人が決まり次第

【お問合せ窓口】

環境課 緑と花のまち推進係 4階 410

☎ 03-5654-8239

25B

保存樹木・樹林の解除届

手続き概要

保存樹木・樹林の所有者の方が亡くなられた場合、新たな所有者へ相続に伴い伐採等をすることとなった際に、解除申請届が必要となります。

手続きできる人

相続人

持ち物

- 来庁者の本人確認書類

手続き期限

相続手続きが終わり次第

【お問合せ窓口】

環境課 緑と花のまち推進係 4階 410

☎ 03-5654-8239

25C

区民農園使用者氏名等変更届又は辞退届等の提出

手続き概要

区民農園を利用している方が亡くなられた場合、区民農園使用者氏名等変更届又は辞退届等の提出が必要となります。

手続きできる人

亡くなられた方と同一世帯の者

持ち物

- 来庁者の本人確認書類
- 区民農園利用者証

手続き期限

利用の意向が決まり次第

【お問合せ窓口】

産業経済課 経済企画係

☎ 03-3838-5554

区営住宅に関する手続き

26A

区営住宅・コーディュ（シルバーピア住宅）・区民住宅・東四つ木コミュニティ住宅の返還・住宅使用料の手続き

手続き概要

住宅の返還手続き、又は世帯員の変更等の手続きが必要になります。また、未払いの住宅使用料等の確認をします。ご来庁前に事前にご連絡ください。

手続きできる人

相続人・成年後見人

持ち物

印鑑（スタンプ印不可）

手続き期限

返還しようとする日の14日前まで

【お問合せ窓口】住環境整備課 住宅運営指導係 3階 307 ☎ 03-5654-8353

貸付金に関する手続き

26B

生業資金貸付金の債務継承に関する手続き

手続き概要

借受人が亡くなられた場合は、相続人が債務継承者となります。窓口で償還方法の変更や償還免除について、相談や申請ができます。

手続きできる人

葛飾区生業資金貸付金の貸付を受けていた死亡者の相続人

持ち物

来庁者の本人確認書類

手続き期限

なし

【お問合せ窓口】

福祉管理課 地域福祉係 3階 311 ☎ 03-5654-8244

26C

災害援護資金貸付金の債務継承に関する手続き

手続き概要

借受人が亡くなられた場合は、相続人が債務継承者となります。窓口で償還方法の変更や償還免除について、相談や申請ができます。

手続きできる人

災害援護資金貸付金の貸付を受けていた死亡者の相続人

持ち物

来庁者の本人確認書類

手続き期限

なし

【お問合せ窓口】

福祉管理課 地域福祉係 3階 311 ☎ 03-5654-8244

区民相談室のご案内

専門家による相続等に関する無料相談窓口のご案内は以下のとおりです。

葛飾区在住・在勤・在学の方が相談を利用できます。

予約が必要な相談

弁護士や税理士等専門家による相談窓口を設けております。

利用される方は事前に予約が必要です。※相談日の2週間前から電話でご予約ください。

■法律相談（弁護士）

月～金曜日 午後1時～午後4時40分

相談時間30分間（同一案件の相談は原則1回のみ）

・〈午前相談〉第1木曜日 午前8時40分～午後4時40分

・〈夜間相談〉第2水曜日 午後1時～午後7時20分

相続人の範囲・遺産分割等の相続全般に関する法律問題の相談

■税金相談（税理士）

水曜日 午前10時～午後3時40分

相談時間40分間

相続税、贈与に伴う税金問題等の税金に関する相談

■登記相談（司法書士）

第1・3木曜日 午後1時～午後3時45分

相談時間30分間

相続による不動産名義変更等の登記に関する相談

■境界・測量相談（土地家屋調査士）

第3木曜日 午後1時～午後3時45分

相談時間30分間

相続に伴う土地の境界や面積の確定等に関する相談

■遺言書・遺産分割協議書の書き方相談（行政書士）

第1・3火曜日 午後1時～午後4時

相談時間35分間

遺産分割協議書等の書き方に関する相談

予約が不要な相談

直接お越しitただくか、お電話ください。

■区政・一般相談（区職員）

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

相談時間30分間程度

相続等の進め方に関する相談

電話予約・お問合せ先

葛飾区役所 区民相談室（区役所2階209番窓口）

☎ 03-5654-8612～5

◎あらかじめ相談の内容を整理しておいてください。

◎祝休日・年末年始の相談はありません。

区民相談のご案内
HPはコチラから↓



区役所以外の手続き

死亡に伴う区役所以外の一部の手続きは、以下のとおりです。

各お問合せ先に連絡し、手続きを行ってください。

対象	主な手続き	お問合せ先
パスポート	返還	東京都パスポート電話案内センター ☎ 03-5908-0400
クレジットカード	解約	各契約会社
預貯金口座	口座凍結	各金融機関
生命保険等	死亡保険金の請求・入院請求金の請求	各生命保険会社
損害保険等	名義変更・解約	各損害保険会社
株式等	名義変更	各証券会社
携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
電気・ガス料金	名義変更・解約	各契約会社
水道	名義変更・解約	東京都水道局お客さまセンター ☎ 03-5326-1101
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社
遺言書	開封・検認	東京家庭裁判所 ☎ 03-3502-8331
相続放棄	相続放棄の申し立て	東京家庭裁判所 ☎ 03-3502-8331
不動産登記	土地・家屋等の移転手続き	東京法務局 ☎ 03-5213-1234
恩給	未払い金等の手続き	総務省政策統括官（恩給担当） ☎ 03-5273-1400
国庫債券 （戦没者の遺族の方への特別給付金・特別弔慰金等）	記名変更	償還金支払場所（郵便局）
運転免許証	返還	葛飾警察署 ☎ 03-3695-0110 龜有警察署 ☎ 03-3607-0110
在留カード等	返還	東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259
シルバーパス	返還	東京バス協会 ☎ 03-5308-6950
森林・農地	所有者の変更	林野庁森林整備部計画課 ☎ 03-3502-8111

MEMO

おくやみコーナーのご案内

おくやみコーナーでは、多くの方が必要となる国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の手続きを中心にワンストップで受付を行います。受付時間・受付場所、予約については以下のとおりです。

※おくやみコーナーで行うことができる手続き【ワンストップ手続き】については、P.30をご確認ください。

※おくやみコーナーにお持ちいただくものについては、P.31をご確認ください。

受付時間・受付場所について

受付時間：午前 9 時から午後 4 時まで
※土曜日・日曜日・祝休日・12/29~1/3 を除く

受付場所：区役所 2 階 217 戸籍住民課

予約について

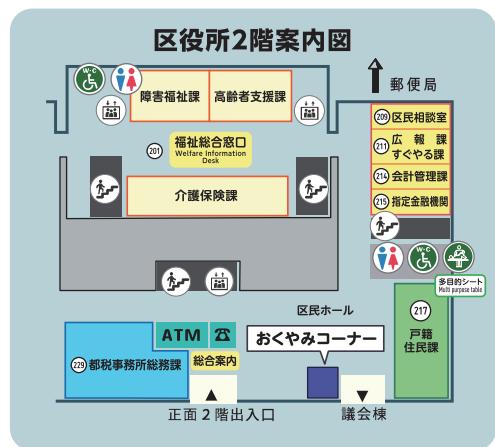
予約先：葛飾区役所 03-3695-1111
「おくやみコーナー予約の件」とお伝えください。

電話予約受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
※土曜日・日曜日・祝休日・12/29~1/3 を除く

おくやみコーナーは、来庁される日の 3 営業日前までにご予約をお願いいたします。

注意事項

- ※おくやみコーナーをご利用せずに、直接各担当窓口でお手続きしていただくことも可能です。
- ※おくやみコーナーのご利用は、亡くなられた方の住民登録が葛飾区の方に限ります。
- ※おくやみコーナーのご利用後、必要な手続きによっては、担当課で手続きしていただくことがあります。
- ※ご予約いただいても、当日のご案内状況によりお待たせすることもございます。
- ※お持ちいただく物や来庁される方の続柄によって、一度で手続きが終わらない場合があります。



MEMO

おくやみコーナーで行うことができる手続き [ワンストップ手続き] 一覧

区分	手続き名	掲載ページ	チェック欄
住民登録	世帯主変更届	P.4 4A	
	印鑑登録証の返還・廃棄	P.4 4B	
	住民基本台帳カード・マイナンバー（個人番号）カード・通知カードの返還	P.4 4C	
保険	国民健康保険資格確認書（有効期限内のもの）等の返還	P.5 5A	
	国民健康保険資格確認書（有効期限内のもの）の差し替え	P.5 5B	
	葬祭費申請（国民健康保険）	P.6 6A	
	高額療養費申請（国民健康保険）	P.6 6B	
	高額介護合算療養費申請（国民健康保険）	P.6 6C	
	葬祭費申請（後期高齢者医療制度）	P.7 7C	
	高額療養費申請（後期高齢者医療制度）	P.8 8A	
	高額介護合算療養費申請（後期高齢者医療制度）	P.8 8B	
介護	介護保険被保険者証等の返還	P.12 12A	
	高額介護（予防）サービス費の支給申請	P.13 13A	
	高額総合事業サービス費の支給申請	P.13 13A	
障害	身体障害者手帳の返還	P.14 14A	
	愛の手帳の返還	P.14 14B	
	心身障害者福祉手当等の未払い請求	P.14 14C	
	障害福祉サービス受給者証等の返還	P.14 14D	

MEMO

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

おくやみコーナーにお越しの際は、以下のものをお持ちください。

- おくやみハンドブック（この冊子）**
- P.30 の「おくやみコーナーで行うことができる手続き [ワンストップ手続き] 一覧」の中から、該当する手続きの持ち物

[来庁される方]と[亡くなられた方]の代表的な持ち物を記載してありますので、参考にしてください。

来庁される方の代表的な持ち物

- 来庁される方の本人確認書類

顔写真付きのもの 1 点、又は顔写真付きてないもの 2 点以上が必要です。

【顔写真付きのもの 1 点】

運転免許証、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降に交付されたものに限る）、マイナンバー（個人番号）カード、住民基本台帳カード（顔写真有り）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）等

【顔写真付きてないものは以下から 2 点以上】

資格確認書、健康保険被保険者証（令和 7 年 12 月 1 日まで）、介護保険被保険者証、生活保護受給者証明書（発行後 3 か月以内）、住民基本台帳カード（顔写真無し）、年金手帳、年金証書、預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券（氏名等が印字されているもの）等

- 印鑑（相続人代表）（ゴム印・スタンプ印不可）

- 預貯金通帳（相続人代表）

- 葬儀（告別式）の領収書の原本（コピーは不可）

※お支払いが完了していることを確認できる葬儀会社の領収書（「内金」・「残金」で領収書が分かれている場合は両方必要）

※ただし書きに「葬儀について」の明記がなく、「別紙のとおり」等の記載がされている場合、領収書と併せて別紙（請求書・明細書等）が必要。

- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

亡くなられた方と申請される方の関係性がわかる戸籍をご用意ください。

亡くなられた方の代表的な持ち物

- 印鑑登録証

- 住民基本台帳カード

- 国民健康保険資格確認書

- 後期高齢者医療資格確認書

- 限度額適用認定証（国民健康保険）

- 限度額適用・標準負担額減額認定証（国民健康保険）

- 特定疾病療養受療証（国民健康保険・後期高齢者医療制度）

- 介護保険被保険者証

- 介護保険負担割合証

- 介護保険負担限度額認定証

- 身体障害者手帳

- 愛の手帳（療育手帳）

上記で該当されるものをお持ちください。

委任状

法律で定められた申請者（法定相続人等）の方が窓口に来庁できない場合、
以下の委任状をコピーしてご活用ください。

※委任状は委任者（頼む方）がすべて自署・押印してください。

住民票の写し等の取得や印鑑登録の申請は本委任状とは別の委任状が必要です。

代理人の方は下記の委任状、ご自身の本人確認書類、P.31 のおくやみコーナーにお持ちいただくものを必ずお持ちください。

※持参する戸籍謄本は【亡くなられた方】と【委任者】の関係性がわかるものです。

※委任者と代理人が同一の氏の際には異なる印を押印してください（当日は両方の印を持参）。

委任状

葛飾区長 あて

この委任状を記入した日 令和 年 月 日

委任者（頼む方）

住所

印

氏名

生年月日 明 大 昭 平 年 月 日

日中の連絡が取れる電話番号

私は次の者を代理人として、下記の事項を委任します。

代理人（頼まれた方）

住所

印

氏名

委任事項

葛飾区おくやみコーナーの以下の手続きに関する一切の権限

- 世帯主変更届 ■ 印鑑登録証の返還・廃棄
- 住民基本台帳カード・マイナンバー（個人番号）カード・通知カードの返還
- 国民健康保険資格確認書（有効期限内のもの）等の返還・差し替え
- 高額療養費申請（国民健康保険・後期高齢者医療制度）
- 高額介護合算療養費申請（国民健康保険・後期高齢者医療制度）
- 介護保険被保険者証等の返還 ■ サービス費の支給申請（高額介護・高額総合事業）
- 身体障害者手帳の返還 ■ 愛の手帳の返還 ■ 心身障害者福祉手当等の未払い請求
- 障害福祉サービス受給者証等の返還
- おくやみコーナーの手続きで必要となる全部事項証明書（戸籍謄本）の交付申請及び受領
(本委任状を使用して申請できるのは本籍地が葛飾区の方だけです)
- 委任状原本還付

MEMO

相続登記のご案内

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続登記とは

相続した不動産（土地・建物）について、不動産登記簿の名義を変更することです。名義を変更するには法務局に申請する必要があります、相続があっても自動的に変更されません。

相続登記の申請義務化

相続（遺言を含む）により不動産の所有権を取得した相続人は、取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。

正当な理由がなく相続登記の申請を怠ったときは、10万円以下の過料が科される可能性があります。また、相続登記の申請義務化の施行日は令和6年4月1日ですが、施行日以前に相続した不動産でも相続登記をしていない場合は義務化の対象となり、令和9年3月31日まで（不動産を相続で取得したことを知った日が令和6年4月以降の場合は、その日から3年以内）に相続登記をする必要があります。

相続登記の詳しい手続きについては、法務局にお問い合わせください。

東京法務局城北出張所 ☎ 03-3603-4305
〒124-8502 葛飾区小菅4丁目20番24号
受付時間：午前9時から午後5時まで



新制度について、詳しくは
右の二次元コードにてご確認ください。

MEMO

法定相続情報証明制度のご案内

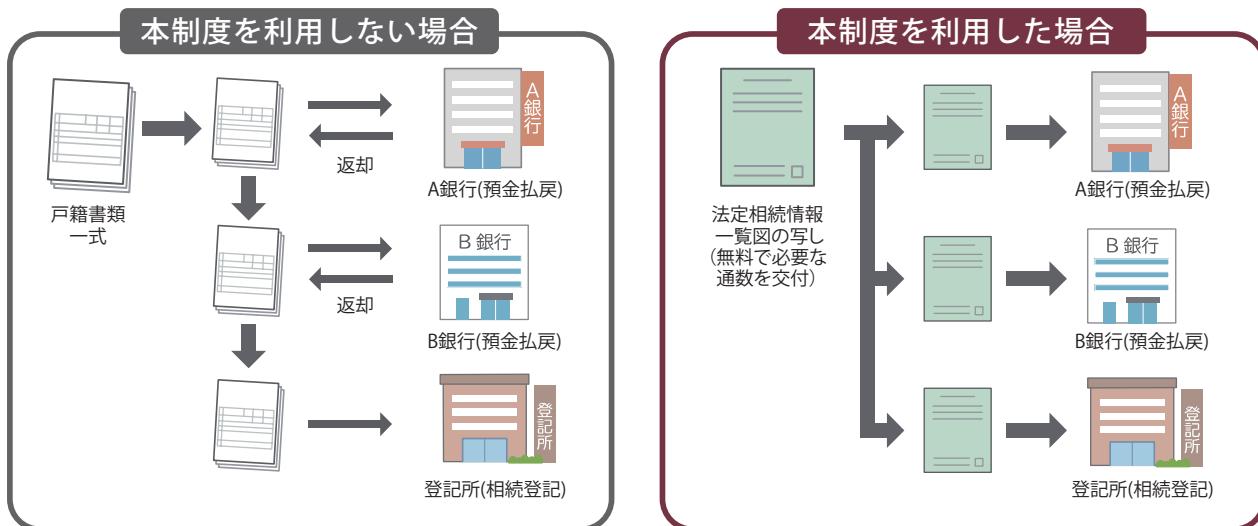
相続登記の申請（令和6年4月1日から義務化）をはじめとする各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」。この制度を利用することで、各種相続手続で戸除籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要

ポイント
!

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。
手續が同時に進められ、時間短縮につながります。



手続の流れ

STEP1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
※詳細は P.36

STEP2 法定相続情報一覧図を作成します。※詳細は P.37

STEP3 所定の申出書を記入し、STEP1・2 の書類を添付して登記所に申出をします。※詳細は P.37

さらに
!

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続では、申請書に法定相続情報番号を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます！

法定相続情報一覧図の写しの交付

戸除籍謄本等の束の代わりとして各種相続手続へお使いください。

令和6年4月1日から申請義務化！

不動産の相続登記をお忘れなく！

次の世代へのつとめです

東京法務局城北出張所 ☎ 03-3603-4305

〒124-8502 葛飾区小菅4丁目20番24号

受付時間：午前9時から午後5時まで

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、
法務局ホームページでもご覧いただけます。

法務局ホームページ

Q.検索

「法定相続情報一覧図の写し」を交付する手続の詳細

STEP1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

(注) 同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただくことで差し支えありません。

【必ず用意する書類】

書類名	取得先	確認
① 被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
② 被相続人(亡くなられた方)の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最後の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
③ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください(被相続人が死亡した日以後の証明日のものが必要です)。	各相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
④ 申出人(相続人の代表となって、手続を進める方)の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示(※1)する書類のいずれか一つ <input type="checkbox"/> 運転免許証の表裏両面のコピー(※2) <input type="checkbox"/> マイナンバーカードの表面のコピー(※2) <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書(住民票の写し)など ※1 上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2 原本と相違がない旨を記載し、申出人(又は代理人)の記名をしてください。	_____	<input type="checkbox"/>

(注) 被相続人の兄弟姉妹が法定相続人となるときなど、法定相続人の確認のために上記①の書類に加えて被相続人の親等に係る戸籍謄本等の添付が必要な場合があります。

【必要となる場合がある書類】

書類名	取得先	確認
⑤ 【法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合】 各相続人の住民票記載事項証明書(住民票の写し)(※) 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意によるものです。 ※各相続人の印鑑証明書や戸籍の附票でも代用できます。	各相続人の住所地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑥ 【委任による代理人が申出の手続をする場合】 ⑥-1 委任状 ⑥-2 (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本 (①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。) ⑥-3 (資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等	⑥-2について、市区町村役場	<input type="checkbox"/>
⑦ (②の書類を取得することができない場合) 被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得することができない場合は、被相続人の戸籍の附票を用意してください。	被相続人の本籍地の市区町村役場	<input type="checkbox"/>

法定相続情報証明制度

STEP2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人（亡くなられた方）及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
最後の本籍 ○県○郡○町○番地
出生 昭和〇年〇月〇日
死亡 平成28年4月1日
(被相続人)
法務太郎
住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和〇年〇月〇日
(妻)
法務花子

住所 ○県○郡○町○34番地
出生 昭和45年6月7日
(長男)
法務一郎（申出人）
住所 ○県○市○町三丁目45番6号
出生 昭和47年9月5日
(長女)
相続促子
住所 ○県○市○町五丁目4番8号
出生 昭和50年11月27日
(養子)
登記 進

以下余白

作成日：〇年〇月〇日
作成者：〇〇〇士 〇〇〇〇
(事務所：〇市〇町〇番地)

法定相続情報一覧図は、A4 サイズの白い紙に記載してください。

その他の留意点

- 被相続人の最後の本籍の記載は任意です。
- 相続人の住所の記載は任意です（記載した場合は、その相続人の住民票記載事項証明書等が必要です）。
- 相続放棄をした相続人がいる場合も、一覧図には氏名、生年月日及び続柄を記載してください。
- 推定相続人が廃除された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は記載しないでください。
- 続柄については、子であれば「子」、配偶者であれば「配偶者」と記載しても差し支えありません（ただし、その場合は、相続税の申告手続等にお使いいただけない場合があります。）。

STEP3 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、STEP1で用意した書類、STEP2で作成した法定相続情報一覧図と合わせて登記所へ申出をします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

申出年月日	令和年月日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏名 最後の住所 生年月日 年月日 死亡年月日 年月日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先 被相続人との続柄 ()		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名 連絡先 申出人との関係 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任による代理人		
利用目的	<input type="checkbox"/> 不動産登記 <input type="checkbox"/> 預貯金の払戻し <input type="checkbox"/> 相続税の申告 <input type="checkbox"/> 年金等手続 <input type="checkbox"/> その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) ※郵送の場合、交付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の不動産の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。)	
申出先登記所の種別	<input type="checkbox"/> 被相続人の本籍地 <input type="checkbox"/> 被相続人の最後の住所地 <input type="checkbox"/> 申出人の住所地 <input type="checkbox"/> 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。			
申出の日から3ヶ月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方) 法務局		支局・出張所	宛

申出をする登記所

以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出や一覧図の写しの交付は、郵送によることが可能です。

一覧図の写しの交付のため、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください。

一覧図の写しは、相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは、相続手続に必要な限度の通数をお求めください。

申出書は法務局ホームページに掲載しています。

法務局ホームページ

検索



よくあるご質問

手数料はかかりますか?

本制度は、無料でご利用いただけます。

※戸籍謄本の取得には、所定の手数料が必要となります。また、郵送による申出や一覧図の交付に当たっては、所定の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか?

戸籍謄本等は、一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※P.36で示す「必ず用意する書類／必要となる場合がある書類」に掲げる①、②(⑦)、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー（原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの）が提出された場合は、その原本を返却します。

一覧図に記載する被相続人との続柄については、必ず戸籍に記載される続柄を記載する必要がありますか。

申出人の選択により、続柄を「子」と記載することでも差し支えありません。ただし、続柄を「子」と記載した場合は、相続税の申告等、これを利用することができない手続がありますので、ご留意ください。

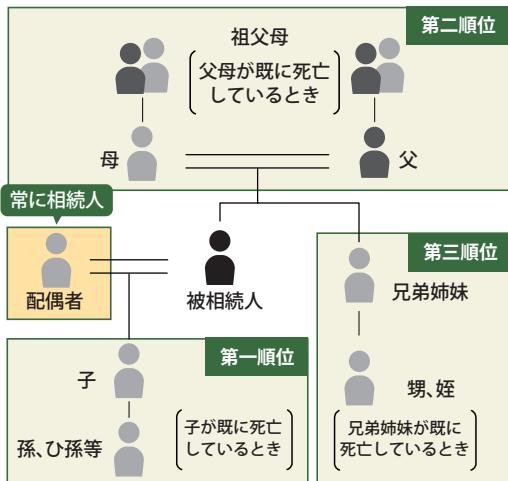
一覧図に相続人の住所は記載しなくてもよいのですか。

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意とされていますが、記載することにより、その後の手続（例：相続登記等の申請、遺言書情報証明書の交付の請求等）において各相続人の住所を証する書面（住民票の写し）の提供が不要となることがあります。

※詳細については、法定相続情報一覧図の写しの提出先となる各機関へお問い合わせください。

家族のうち、誰が相続人となるのですか?

相続人の範囲は、次のとおりです。



申出の手続をとる時間はありません。

誰かに頼むことはできますか?

申出の手続は、次の資格者代理人に依頼することができます。

- ・弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士
- ・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士

※本制度の委任による代理は、上記の専門家のほか、申出人の親族に限られます。

一覧図の写しが追加で必要となりました。

再交付を受けることは可能ですか?

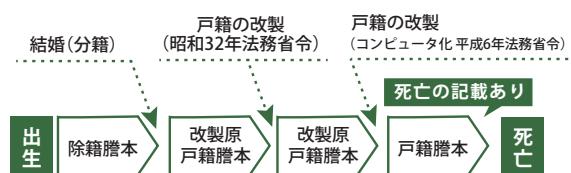
再交付をすることは可能です。

※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において5年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか?

相続人を特定するためには、被相続人（亡くなられた方）の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。

●出生から死亡までの連続した戸除籍謄本のイメージ



MEMO

MEMO

MEMO



おくやみコーナー

※要予約

受付場所 区役所 2階 217 戸籍住民課

受付時間 午前9時から午後4時まで

※土曜日・日曜日・祝休日・12/29～1/3 を除く

予約先 葛飾区役所 ☎ 03-3695-1111

「おくやみコーナー予約の件」とお伝えください

詳細は P.29 をご覧ください